

みやぎの里山林協働再生支援事業実施要領

(目的)

第1 里山林は、かつて薪炭林として利用されながら地域住民により維持管理されてきたが、化石燃料への移行で利用が減少し、管理放棄等により荒廃している状況が見られる。このため、里山林が有する生活環境の保全や生物多様性の確保など公益的機能の発揮にも支障を来し、ひいては将来にわたり人と自然が共生する県民生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

一方で、環境問題への関心が高まる中、環境貢献や社会貢献を目的とした森林づくりに参加しようとする法人、団体等（以下「企業等」という。）が増加していることから、これらの企業等と森林所有者との協働による里山環境の保全と利活用に資する活動に支援することを目的とする。

(定義)

第2 対象森林は、集落の近くにあり、地域住民の生活と密接な関係にある森林とし、いわゆる里山林と言われる宮城県内の民有林（自然保護課が所管する県有林、市町村有林及び団体並びに個人所有林）とする。

2 森林整備活動（以下「整備活動」という。）とは、企業等による、社会貢献を目的とした森林環境の整備（植樹、保育等）のほか、林業・自然体験、森林レクリエーション及び森林・環境教育の場など多面的な森林利用を含むものとする。

(事業の内容)

第3 宮城県（以下「県」という。）は、環境貢献や社会貢献を目的としたCSR活動（Corporate Social Responsibility=企業の社会的責任）として、整備活動を行おうとする企業等と、その場を提供しようとする森林所有者等（以下「所有者等」という。）との橋渡し役となり、地域に根ざした里山環境の整備活動を支援するものとし、第4から第9に掲げる業務を行う。

2 県は、前項のほか、県が所有する森林（自然保護課が所管する県有林）の一部（県民の森地内「四季の森」の一部0.48ha及び県民の森に隣接する5.94ha）についても整備活動の場として提供することとし、当該森林の活用に関する事務は全て自然保護課長（以下「課長」という。）が行うものとする。

(募集及び登録)

第4 課長は、整備活動を行うために適当な森林の募集について、地方振興事務所長及び同地域事務所長（以下「所長」という。）に依頼するものとし、所長は、本事業を推進するにふさわしい森林の発掘に努め、所有者等からの申し込みを受け付けて課長に提出するものとする。

2 課長は、前項に掲げる申し込み内容を妥当と認めた場合には、整備活動を行う場として企業等に提供する候補の森林（以下「候補林」という。）として別に定める登録台帳に登録し、所有者等に登録された旨の通知をするものとする。

3 募集及び登録に関する事項は、課長が別に定めるものとする。

(情報発信・広報宣伝)

第5 課長は、個人情報の取り扱いに十分注意し、登録された内容について、インターネット等により積極的に情報発信し、広報宣伝に努めるものとする。

(企業等の相談対応及び候補林の紹介)

- 第6 課長は、企業等の相談に応じて、希望に見合う候補林を紹介するものとする。
- 2 現地案内等に関しては、課長と所長が協力して行うものとする。

(企業等と所有者等の協定に関する仲介・サポート)

- 第7 企業等と所有者等は、円滑な整備活動を実施するため、両者の合意のもとに別記様式1により使用協定を取り交わすものとし、協定締結に向けて必要な仲介・サポートは、課長と所長が協力して行うものとする。

(自然保護課が所管する県有林の命名権の取得等)

- 第8 自然保護課が所管する県有林で使用協定を締結した企業等又はその企業等から了承を得た者が、当該森林の命名権を取得する場合は、別記様式2によりあらかじめ知事と協議の上、別記様式3により命名権契約を締結するものとする。
- 2 命名権の売却価格は、1協定当たり1,000,000円(消費税及び地方消費税を除く。)とする。
- 3 命名権の有効期間は、1期間当たり5年以内とし、使用協定で定める期間内とする。
- 4 命名権の売却は、宮城県広告審査委員会の審査を経て行う。
- 5 命名権料は知事が定める時期までに納入するものとする。
- 6 企業等は、宮城県広告事業実施要綱及び宮城県広告掲載等基準並びに別紙みやぎの里山林協働再生支援事業の命名権に係る看板の設置基準を遵守しなければならない。
- 7 命名権の期間延長については、使用協定の期間が延長されることを前提に、前1から6項の規定を準用するものとする。

(整備活動に必要な技術指導及び指導者・労働力の紹介・あっせん)

- 第9 企業等の整備活動に際し、必要な技術指導、指導者及び労働力の紹介並びにあっせんについては、課長と所長が協力して行うものとする。

(整備活動の情報発信)

- 第10 課長及び所長は、本事業による整備活動実績を収集し、第5に準じた情報発信と広報宣伝に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月6日から施行する。

別記様式 1

「 ※森林の名称等 」 使用協定書

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、「 ※森林の名称等 」(以下「森林」という。)における森林環境の整備を図るため、森林の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

第 1 条 森林の所在及び面積

- (1) 所 在 (林小班)
- (2) 区域内面積 ha (別図のとおり)

第 2 条 この協定の期間は、この協定締結の日から平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了後の期間延長に関しては、期間最終年度に甲乙協議して決めるものとする。

第 3 条 乙は、第 1 条の森林を利用し森林整備活動を実施するものとし、甲は、その活動を承諾するものとする。この場合、乙は、当該森林整備活動の実施計画書を事前に作成の上、宮城県県民の森指定管理者に提出して、その指示に従うものとする。

第 4 条 乙は、森林整備活動における植栽を行う場合は、郷土樹種を中心とする落葉広葉樹を植栽するものとし、育林に必要な植栽木の下刈等の作業を年 1 回以上適正に行うものとする。

第 5 条 甲は、この協定期間中において、区域内の森林を他の用途に転用しないものとする。ただし、書面により乙の承諾を得た場合は、この限りでない。

第 6 条 乙は、森林を善良な管理の下で使用するとともに、火災や事故の未然防止に必要な措置並びに事故発生時の緊急措置及び事後措置について万全を期すものとする。また、ゴミの後始末など環境保全に万全を期すものとする。

第 7 条 乙は、森林に標柱看板等(以下「看板等」という。)を設置する場合にあっては、設置場所及び規格等についてあらかじめ甲と協議するものとする。

第 8 条 この協定期間が満了する場合においては、次のとおりとする。

- (1) 土地内に生立する植栽木等、全ての林木は甲に帰属する。
- (2) 乙が設置した看板等は、全て撤去するものとする。ただし、甲が撤去を求めない看板等は、この限りでない。

第9条 この協定に関して定めのない事項又は疑義が生じた場合にあっては、その都度、甲乙が誠意を持って協議し、これを解決するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲（所有者）

住所

氏名

乙（使用者）

所在地

社名・代表者名

別記様式2

みやぎの里山林協働再生支援事業対象森林の命名権の取得についての協議書

年 月 日

宮城県知事

殿

住 所
名 称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり命名権を取得したいので、みやぎの里山林協働再生支援事業実施要領第8条の規定により協議します。

記

1 対象森林の所在

2 協定の期間

自 年 月 日

至 年 月 日

3 森林に付ける名前

4 その他

【添付資料】

- ・ みやぎの里山林協働再生支援事業実施協定締結者と命名権取得協議者が異なる場合は、命名権の取得について、みやぎの里山林協働再生支援事業実施協定者から同意を得ていることを証する書類
- ・ 定款、寄付行為又は規約の写し
- ・ 申込者が団体の場合は構成員名簿
- ・ 登記簿謄本（本協議書提出以前3か月以内に発行されたもの）
- ・ 会社概要又は団体の活動内容がわかる資料
- ・ 直近3年間の決算に係る計算書類
- ・ 納税証明書（イ及びロに係る対象となる税について、直近1年間の未納のないことの証明）
 - イ 都道府県税の納税証明書（本店のある都道府県で発行した法人事業税、法人県民税）
 - ロ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ・ 印鑑証明書
- ・ コンプライアンス（法令遵守）に係る取り組み状況を示した書面（各種管理規定及び組織、教育、研修体制など）

別記様式3

みやぎの里山林協働再生支援事業 命名権契約書

宮城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、に所在する別図の県所管林（以下「本件県所管林」という。）の愛称に係る命名権に関して、次のとおり契約を締結する。

（基本的事項）

第1条 甲は、県民協働による里山林の保全と利活用を推進するため、甲が指定する県所管林にネーミングライツを導入する。

2 甲及び乙は、この契約の履行に当たっては宮城県広告事業実施要綱（平成19年10月1日施行。「以下「実施要綱」という。）及び宮城県広告掲載等基準（平成19年10月1日施行。「以下「掲載等基準」という。）を遵守するものとする。

（命名権等）

第2条 甲は、本件県所管林の愛称（以下「本愛称」という。）を、「」とすることに合意する。

2 第1項の対価は、金 円（うち、消費税及び地方消費税の額 円）とする。

3 この契約に関する契約保証金は免除する。

（契約の期間）

第3条 この契約の期間は、この契約締結の日から平成 年 月 日までとする。

（対価の納入）

第4条 乙は、第2条第2項に定める対価を、平成 年 月 日までに、甲の発行する納入通知書により甲に納入しなければならない。

2 乙は、前項に定める納入期日までに同項に規定する額を甲に納入しないときは、指定期日の翌日から納入の日までの期日の日数に応じ、年 パーセントの割合で計算した違約金を甲の指定する期日までに甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。

（看板等の設置）

第5条 乙が本件県所管林に、本愛称を表示する看板等の設置を行う場合は、看板等の設置箇所及び規格等について、あらかじめ甲と協議するものとする。また、設置、修繕、維持管理及び撤去に係る費用は乙の負担とする。

2 乙が行う看板等の設置について、法令等の手続きが必要となる場合、この手続きは、乙が行うものとする。

（契約解除等）

第6条 甲は、乙が次のいずれかに該当したときは、実施要綱に定めるところにより、この契約を解除できるものとする。

（1）この契約に違反したことにより、契約の目的が達成できないと認めたとき

（2）法令又は実施要綱若しくは掲載等基準に抵触したことにより、契約解除が妥当と認めるとき

2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合は、甲は、乙に対し、一定の期間を定めて本愛称の使用を中止させ、看板等を撤去させることができる。

3 甲は、前項の措置に関しては、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、一切の責めを負わないものとする。

(既に納入した対価の不返還)

第7条 前条第1項の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に対し第4条第1項の規定により既に納入した対価は、返還されないものとする。

(重要な事情変更)

第8条 甲及び乙は、この契約に関し、重要な事情変更が生じた場合は、その都度、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第9条 この契約に関し裁判上の紛争が生じた場合は、仙台地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の解釈)

第10条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項で解決を要する問題が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 宮城県知事

乙

(別紙)

みやぎの里山林協働再生支援事業の命名権に係る看板の設置基準

- 1 数量について
看板の設置数は、原則として1協定当たり2か所以内とする。
- 2 内容について
屋外広告物条例（昭和49年3月30日宮城県条例第16号）第5条第2項の規定で定める条例の適用除外となるものであること。
- 3 デザインについて
内容・デザインについては、周辺の美観風致を阻害するものであってはならない。
- 4 規格について
高さ、幅とも概ね2メートル以内とする。
- 5 塗料・材料等について
けい光，発光，又は反射を伴う塗料又は材質を使用しないこととする。
照明装置を使用しないこととする。
- 6 設置箇所について
森林施業に支障を及ぼさない箇所とする（事前に協議し決定する。）。